

（表）

第 号	立 入 検 査 証
官 職	氏 名
年 月 日	年 月 日
発行	有効

貨金の支払の確保等に関する法律第十三条第二項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

地方運輸局長
運輸監理部長

印

（裏）

貨金の支払の確保等に関する法律抜すい

（立入検査）

第十三条 労働基準監督署長は、第七条の確認をするため必要がある認めるときは、その職員に同条の事業主の事業場
に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他
の物件の検査をさせることができる。労働基準監督官及び前項の職
員は、二項の場合において、労働基準監督官及び前項の職
員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しな
ければならない。

第四十一条 及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯
罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

第十六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受
ける船舶に關しては、昭和二十二年法律第百号の適用を受
ける船舶に關しては、労働基準監督署長又は労働基準監督官の権
限に属する事項は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む
む。又は船員労働官が行うものとし、以下略）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十萬元以
下の罰金に処する。

第三十三条 第一項又は第二項の規定による立入り若し
対して検査を拒み、妨げ、若しくは虚偽の陳述をした者